

# 令和6年度 第1回 首里城公園管理体制構築検討委員会 議事概要版

日時：令和6年10月18日（金）10時～12時

場所：沖縄産業支援センター 3階中ホール

※以下は、意見内容を踏まえて分類・整理しているため、発言順ではない部分もある。

## 1. 首里城公園管理体制構築検討状況について【資料1】

- 現在、正殿復元工事中であることや県営公園についても機能強化のための施設等が整備中であることに加え、首里城公園は多様な主体が関係していることを念頭に置きながら、検討を進める必要がある。（委員長）

## 2. 令和6年度の検討事項【資料2・資料3】

### (1)防災設備等の運用体制【資料2】

- 工事フェーズや利用者動線の変更に伴う利用者の変化は、具体的に予測しているか。（委員長）
  - 正殿の外観が見えるようになると公園利用者は増えると想定しており、国のほうでも各フェーズにおける混雑度や収容人数の検討を行っている。  
また、大型バス予約システムによる来園者情報を事前に把握し、警備員の増員を行う等の対応は既に行っている。（沖縄県）
- 群集密度に比例し、群集心理に変化が出てくるため、待機場所をどう設定するかなど非常に重要になると思う。その辺の対応検討を行っているか気になった。（委員長）
- フェーズ⑤⑥では、いずれも工事用の仮設道路が避難経路の一つになっているが、勾配がかなりきつと感じた。複数の誘導員が車いす使用者の避難誘導を行うことを想定しているのか。また、実際に火災が起きたときは、応援が来るまで待ってられるのか。管理者の応援は確保しておく必要はあるが、来場者の協力を仰いで避難することも想定しておいたほうが良いと思う。（委員）
- 車いす使用者の待避場所の確保が重要である。待避場所を計画に記載する必要がある。（委員）
  - 車いす使用者の避難誘導については、待避場所の重要性も含め、素屋根完成時に検討している。工事エリア・開園エリア従事者の応援体制など、安全な避難誘導について、今後も検討していきたい。（沖縄県）
- 火災、地震、テロだけでなく、落雷等自然災害時の管理体制などの細かな部分もマニュアル化することが必要だと思う。（委員）
- フェーズ7の正殿単体完成時には、消火設備も景観に配慮したものを検討しているのか。（委員）
  - 配置は決まっているが、景観への配慮については実施の有無も含め、別途検討したい。（協力委員）

- 国営公園区域内の消火設備の配置図が必要ではないか。また、消防が到着する前の初期消火に必要なスプリンクラーなどは配置しているのか（委員）
  - ▶ 消火設備の配置については、資料にはないが現場従事者内で共有されている。スプリンクラー、ドレンチャー、屋内消火栓、火災報知器等の消火設備については、今回の復元では機能や設置数も増強され整備する予定となっている。
  - ただし、正殿工事期間中は使用できないため、仮設の屋外消火栓を初期消火に使用する。（沖縄県）

### (3)管理運営の仕組みの見直し【資料3】

- 事務局案（C 案）でいいと思うが、モニタリングの際に防災業務の仕様に沿ってしっかりと自己点検を行うことが求められると思う。（委員）
- 3案とも少し違うと思う。県に責任を残すのであれば B 案である。防災には頭（計画立案）と手足（現場対応）があると思うが、頭（計画立案）を県に残し、手足（現場対応）は維持管理と一緒に指定管理の中に入れることで、責任分担が図れ、牽制が働くのではないかと思う。県が責任を持ち計画をつくるという建付けにした場合は、自分の計画が実際に実行されているのかを確認するという形になるのであり、目線が変わってくる。第三者のモニタリングとは別に、県が当事者意識を高める仕組みにしたほうが実効的ではないかと思う。（委員）
- 前述の委員の意見を聞いたら、その意見がよいと思ったが、3案の中では B 案がいいと思う。デメリットの責任の所在が不明確になるというのは、どの案を取っても責任の定め方だと思う。また、初動対応などの実務経験が少ない事業者が担う可能性がでるのは、選定側の問題であり、応募者がいたとしても要求する水準を満たしていない場合は不調不落になるのではないか。（委員）
- 3案の中で B 案がいいと思う。防災の計画立案と教育指導だけを別の業者に任せると軽い感じになってしまい、実際に防災をするときにきちんとなされるのか不安なところがあるため、計画立案と教育指導は沖縄県がするという案がいいと感じた。（委員）
- B 案のように委託した場合、首里城の目標や特殊性は何なのかを管理者がきちんと認識して、旗を振り続けたいともたないのではないかと思う。（委員）
- 実質的には指定管理者がどれだけ防災に関わるかが重要なため、C 案が現実的だと思う。首里城に関しては防災が極めて重要であるため、指定管理者の仕様書にも具体的に書き込むと、C 案が生きてくるのではないか。防災費用が削られないことが前提であれば、C 案でいい。指定管理の際に懸念されるのはそうしたことが起こり得るのではないかということであり、起こらないなら、そもそも分岐したほうがいいという意見は出てこなかったと思う。県はどう考えているか。（委員）
  - ▶ 今回の委員からの意見は、資料 3 ページのフロー図に記載する計画立案という言葉の捉え方に齟齬が生じていると感じている。例えば、協働で実施する訓練、教育訓練計画の検討は、県が責任を持って行うものであり、仕様書の総則の中に計画策定にあたっての方針・考え方を記載していく。一方、C 案に記載している計画立案とは、指定管理者が

現場従事者の意見を踏まえて首里城公園に適した訓練・教育訓練を行うための計画策定を行う認識である。具体的な仕様書作成過程で再度調整させていただきたい。(沖縄県)

- 受注者の能力に期待し、指定管理に出せばいいということではなく、仕様書の作り込みが非常に大切である。その際に重要となるのは、優秀な人材配置を可能にする費用の確保。また、課題を明確にし、解決手法を議論していくことが大切なことだと思う。(委員長)
- 仕様発注と責任の話は分けて考える必要があり、基本的には県が責任を持つということを示さなければならない。現場従事者の意見や専門家の意見を聞いた上で仕様を作るのはとても大事だが、県の責任においてやるのが大前提だと考えている。(委員)
- 資料9ページの図に(仮)防火・防災管理評価委員会とあるが、必要なことは自己点検と評価をきちんと行い、その上で第三者委員会の評価を行うようにするべきである。(委員長)
  - ▶ 仕様については県側で責任を持って作るという前提で提案しており、記載内容については作成過程で調整させていただきたい。(沖縄県)
- 仕様発注は、発注者側の責任がより明確にならないといけない。きちんと意識して仕様書を作成すること。(委員長)
- 仕様書はいつまでに作るのか。(委員)
  - ▶ 第2回委員会で素案を提出し、委員会での意見を踏まえ、2、3月で修正を行い、最終版を共有させていただきたいと考えている。(沖縄県)
- 第2回委員会では仕様書案として少なくとも項目、骨子は出てくると考えていいか。(委員)
  - ▶ そのとおりである。項目等の追加・修正事項について第2回委員会に諮り、今年度中に作成する予定である。(沖縄県)
- 性能基準は要求水準書で示し、仕様基準は仕様書として整理する。現行の首里城の指定管理における要求水準書、管理仕様書は、性能基準の要求水準書に対し、管理仕様書の方が記載内容が多い。しかし、本当に仕様で示すべき事項か疑義がある。今後作成する仕様書は防災業務として実施すべき事項が明確に記載されているかが重要である。原案を作る際には留意いただきたい。(委員長)
- C案は、通常の指定管理者制度の枠組ではないので、その旨はきちんと示した方がいい。また、防災技術は変化していくことが前提なので、発注者が変更指示を行い、適宜見直しを行うことも含めた仕様書、発注方法としてほしい。(委員)
  - ▶ 承知した。次回の委員会までに随時意見交換を行いながら、素案を作成する。(沖縄県)
- C案の契約形態の事例はあるか。(委員長)
  - ▶ C案のような事例については把握していないが、直営管理を行っている自治体はいくつかある。直営管理の場合は基本的に業務委託として仕様発注されているため、参考としながら事例はいくつか把握しており、検討も実施している。(沖縄県)
- 管理体制構築検討委員会による姫路城などの事例視察も行ってきた。視察結果も踏まえた仕様書作成を行うこと。(委員長)
- 他の自治体では、参加要件に地元企業などの制約はあるか。(委員長)
  - ▶ 細かい資格要件までは確認できていないが、基本的に県・市町村内に本店、営業所があ

ること等の要件設定は多いと思う。(沖縄県)